介護老人保健施設ひいらぎ施設サービス運営規程

（運営規程設置の主旨）

第１条　医療法人誠和会が開設する介護老人保健施設ひいらぎ（以下「当施設」という。）が実施する施設サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（施設の目的）

第２条　当施設は、要介護状態と認定された入所者（以下単に「入所者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、入所者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、入所者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第３条　当施設では、入所者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下における機能訓練、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話を行い、居宅における生活への復帰を目指す。

２　当施設では、入所者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として入所者に対し身体拘束を行なわない。

３　当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、入所者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

４　当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、入所者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。

５　サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに入所者の同意を得て実施するよう努める。

（施設の名称及び所在地等）

第４条　当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

（１）　施設名　　介護老人保健施設ひいらぎ

（２）　開設年月日　平成 7 年 6 月 30 日

（３）　所在地　　福岡県福岡市早良区干隈 3 丁目 9 番地 2 号

（４）　電話番号　　092-864-2468　FAX 番号 092-865-5556

（５）　管理者名　　牟田和正

（６）　介護保険指定番号　　介護老人保健施設　4051180117 号

（従業者の職種、員数）

第５条　当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。またその員数以上とする。

（１）	管理者	１人
（２）	医師	１人
（３）	看護職員	７人
（４）	介護職員	15 人
（５）	支援相談員	１人
（６）	理学療法士等	１人
（７）	管理栄養士	１人
（８）	介護支援専門員	１人
（９）	薬剤師	１人

（従業者の職務内容）

第６条　前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

（１）　管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。

（２）　医師は、入所者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。

（３）　看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、入所者の施設サービス計画に基づく看護を行う。

（４）　介護職員は、入所者の施設サービス計画に基づく介護を行う。

（５）　支援相談員は、入所者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。

（６）　理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、リハビリテーションプログラムを作成するとともに機能訓練の実施に際し指導を行う。

（７）　栄養士は、献立の作成、栄養指導、嗜好調査及び残食調査等入所者の食事管理を行う。

（８）　介護支援専門員は、入所者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。

（９）　薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、入所者に対し服薬指導を行う。

（入所定員）

第７条　当施設の入所定員は、54 人とする。

（介護老人保健施設のサービス内容）

第８条　当施設のサービスは、居宅における生活への復帰を目指し、入所者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、入所者の病状及び心身の状況に照らして行なう適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理とする。

２　介護保健施設（Ｉ）の人員体制とする。

（入所者負担の額）

第９条　入所者負担の額を以下のとおりとする。

（１）　保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。

（２）　利用料として、居住費、食費、オヤツ代、日用消耗品費、教養娯楽費、個室料、電気代等を、別に定める利用料金表により支払いを受ける。

（３）　「食費」及び「居住費」において、国が定める負担限度段階（第１段階から３段階②まで）の入所者の自己負担額については、別途資料をご覧下さい。

（身体の拘束等）

第 10 条　当施設は、原則として入所者に対し身体拘束を行わない。但し、自傷他害の恐れがあるなど緊急やむをえない場合は、施設管理者または施設長が判断し、家族等へ連絡、同意の後、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行うことがある。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむをえなかった理由を診療録に記載する。

（協力病院等）

第 11 条　協力医療機関及び協力歯科医療機関は、次のとおりとする。

協力医療機関　　吉村病院
（所在地）　　（福岡市早良区西新３丁目 11 番 27 号）
協力歯科医療機関　もろとみ歯科
（所在地）　　（福岡市早良区飯倉７丁目３番 10 号）
協力医療機関　　牟田病院
（所在地）　　（福岡市早良区干隈３丁目９番１号）

（施設の利用に当たっての留意事項）

第 12 条　当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

・面会は、続柄、用件等をサービスステーションに申し出て面会しなければならない。
・消灯時間は、21：30 とする。
・外出・外泊は、事前に定められた届出書によりサービスステーションに申し出、許可を得なければならない。
・飲酒は厳禁とする。
・喫煙は所定の場所で行うこと。
・火気の取扱いは、特に注意を払い、火災防止に協力すること。
・設備・備品の利用は、大切に取り扱うこと。
・所持品・備品等の持ち込みは、最小限にとどめる事。
・金銭・貴重品の管理は、自己責任において行うこと。
・外泊時等の施設外での受診は、事前に届け出ること。
・ペットの持ち込みは、厳禁とする。
・入所者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
・他入所者への迷惑行為は禁止する。

（非常災害対策）

第 13 条　消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害､地震等の災害に対処する計画に基づき､また､消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

（１）防火管理者には、医療法人の防火管理者を充てる。

（２）火元責任者には、事業所職員を充てる。

（３）非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。

（４）非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。

（５）火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。

（６）防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

①　防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年 2 回以上
（うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う）

②　入所者を含めた総合避難訓練……年 1 回以上

③　非常災害用設備の使用方法の徹底……随時

（７）その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

（職員の服務規律）

第 14 条 職員は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

(1)　入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。

(2)　常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。

(3)　お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

（職員の質の確保）

第 15 条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

（職員の勤務条件）

第 16 条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人誠和会の就業規則による。

（職員の健康管理）

第 17 条 職員は、この施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。
ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間 2 回の健康診断を受診しなければならない。

（衛生管理）

第 18 条 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

２　食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに蔓延することがないよう、水廻り

設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。
3　栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月１回、検便を行わなければならない。
4　定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

（守秘義務）
第 19 条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

（苦情処理）
第 20 条　施設は、その提供した介護保健施設サービスに関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置し、別紙「入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」に基づいて措置するものとする。
2　施設は、その提供した施設サービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
3　施設は、その提供した施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（緊急時及び事故発生時の対応）
第 21 条　施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに家族、関係機関に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
2　施設は、損害賠償保険に加入し、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
3　施設は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じるものとする。

（虐待防止に関する事項）
第 23 条　施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次のあげる措置を講じるものとする。
(1) 虐待防止責任者の選定　　虐待防止責任者：施設長　國武 剛
(2) 苦情解決体制の整備
(3) 虐待防止委員会の設置
(4) 従業者に対する虐待防止の啓発、普及するための研修
(5) 成年後見制度の利用支援
2　施設は当該従業者または擁護者（利用者の家族など高齢者を養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第 23 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

2　運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、入所者負担の額及び苦情処理の対応については、施設内に掲示する。

3　介護保健施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人誠和会の役員会において定めるものとする。

付　則

この運営規程は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。